

貸 金 庫 規 定

第 1 条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
ただし、格納品の総重量は、20kg以下とします。
 - ① 公社債権、株券、その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
 - ③ 破損しやすいもの

第 2 条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、各納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合があります。

第 3 条（契約期間等）

契約期間を特に定めないときは、当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主又は当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 4 条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に

継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間終了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵等の保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会のうえ借主が届出の印章（又は署名）により封印し当組合が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) 全自動貸金庫は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。
また、届出の暗証は他の人に知られないように管理してください。なお、代理人のカードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。

第6条（貸金庫の開閉等）

- (1) 全自動貸金庫室の入室にあたっては、専用入口に備付けのカード読取機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ入室してください。
- (2) 前項において、停電、故障等によりカードを使用した開閉ができないときは、貸金庫開閉票に氏名など必要事項を記入のうえ、カードとともに当組合の窓口に提出してください。
- (3) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後、所定の位置への返戻ならびに貸金庫の施錠を確認してください。
- (4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
貸金庫カード、正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項及び第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第9条（貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした

後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、又、保証人を求めることがあります。

- (2) 貸金庫カードを失った場合または毀損により貸金庫カードを再発行する場合は当組合所定の手数料を支払ってください。
- (3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 10 条（暗証照合、印鑑照合等）

- (1) 全自動貸金庫室の入室にあたって、カード読取機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえ、入室その他の取扱いをした場合は、貸金庫カード又は暗証につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
なお、故障等の場合に、当組合窓口において貸金庫カードを確認し、貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合も同様とします。
- (2) 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第 1 項および第 2 項において使用される正鍵、貸金庫カードについて、当組合は確認する義務を負いません。

第 11 条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 12 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 13 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第 13 条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当組合から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 貸金庫利用がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
 - ⑥ 第13条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上にわたり解消されないとき
 - ⑦ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑧ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

第13条の2（取引の制限等）

- (1) 当組合は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、本規定にもとづく貸金庫利用の一部を制限する場合があります。
- (4) 前(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

第14条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第15条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等

緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 16 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸又は質入れすることはできません。

第 17 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 18 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（令和 7 年 10 月 22 日現在）